

鳩ヶ谷商工会「設備・機器」使用規程

本規程は、鳩ヶ谷商工会(以下「当会」という)が働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)にて導入し管理する設備・機器をご使用いただくにあたり、その条件を定めるものである。

本規程に同意し、かつ当会の使用承認を受けた方(以下「使用者」という)に限り、本設備・機器を使用できるものとし、使用にあたっては、本規程に定める事項を厳守していただきます。

1. 対象となる設備・機器

本規程で定める設備・機器は下記のとおり。

- ①Web会議システム (モニター、カメラ、マイク)、②動画撮影カメラ、③カメラ用三脚、④照明ライト、⑤照明用三脚、⑥PA 音響システム、⑦発電機

2. 申込み資格

本設備・機器を使用できるのは、下記の要件を満たす方とする。

- (1)当会の構成事業主(会員)であること
- (2)使用申込みに必要な書類を事前に提出すること

3. 使用の目的

本設備・機器を構成事業主と共同で使用することで労働時間短縮等を図り、労務環境や労働能率の増進に繋げる。また、構成事業主の販路拡大を図ることも目的として利用することとする。

4. 禁止事項

使用者は次に掲げる禁止事項を行ってはならない。

- (1)周辺住民等に危険または迷惑を及ぼす行為
- (2)当会が承認した目的以外で本設備・機器を使用すること
- (3)本設備・機器の全部または一部を第三者に使用させる、もしくは使用に係る権利を譲渡すること
- (4)その他の本設備・機器の管理や使用に支障を及ぼす行為を行うこと

5. 使用の申込み

本設備・機器の使用を希望する者は、「使用申込書」を使用希望日の原則1週間前までに当会に提出すること。

6. 使用認否の決定

当会は使用希望者の書類・目的等を厳正に審査した上、使用の認否を決定し、使用者に連絡する。

7. 使用の期間

使用期間は連続3日までを上限とする。ただし、当会が承認した場合は最長で7日まで延長することができる。

8. 使用に係る料金

本設備・機器の使用料は無料とする。

9. 天災等による本事業の終了

(1)天災地変その他当会の責めに帰することができない事由により、構成事業主が本設備・機器を使用できなくなった時は、本事業を終了するものとする。

(2)当会は、前項により構成事業主が被った損害について、一切の責めを負わない。

10. 損壊等の届出

使用者は、本設備・機器を損壊又は滅失した時は、直ちに当会に報告しなければならない。

11. その他

本規程に定めのない事項および使用期間中の諸問題については、当会および構成事業主は信義則に基づき協力して問題の解決にあたらなければならない。

付則 本規程は、令和5年12月18日から施行する。